

令和3年度敷地内除草及び庭木剪定業務委託仕様書

【委託目的】

三重県立一志病院における植栽の修景及び美観の保持を目的とし、敷地内除草及び庭木剪定業務を委託するものとする。

なお、本仕様書で発注者を甲とし、受託者を乙とする。

【業務の実施】

乙は、業務の実施にあたり、必要名を作業実施者として甲に派遣し、業務にあたらせるものとする。

また、作業実施者は業務及び作業に適した服装、履物を着用し、業務を行う。

【実施期間】

令和3年4月1日から

令和4年3月31日まで

【実施場所】

三重県津市白山町南家城616番地 三重県立一志病院

三重県津市白山町南家城1294番地 家城公舎

【見積書】

- ・見積価格は、1時間あたりの単価と年間予定業務時間の積（消費税及び地方消費税抜き金額）とします。なお、年間見込業務時間は160時間とします。

例：(単価) ○○○円×(予定時間) 160時間＝(見積価格) □□□円

※落札者との契約は、1時間あたりの単価となります。

- ・契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約期間中における消費税等の率が改正された場合は、変更契約を行います。

【作業時間】

1日につき8：00～12：00と13：00～17：00の計8時間とする。(午前、午後の4時間の場合有り。)

【業務の内容】

敷地内除草及び庭木剪定業務に関して、基本的に甲の病院職員の作業補助を主な業務内容とし、事前に甲の病院職員と打ち合わせのうえ、作業にあたるものとする。

(作業の詳細については、甲の病院職員にその都度、確認のこと。)

ただし、業務を直接行う場合には、次のとおりとする。

- ・敷地内除草については、場所ごとに応じて、機械刈り（肩掛け式草刈機）、人力除草を併用するものとする。
- ・庭木剪定業務については、徒長枝、枯枝及び弱小枝等の不要の枝を除去し、樹形を整えるものとする。
- ・雨天の場合は、当日の作業を中止する。なお、除草剪定業務を行わなかった日については、委託料は支払わないものとする。
- ・乙の都合により除草剪定業務を行うことができない場合は、当日の午前8時35分までに一志病院に連絡しなければならない。

- ・作業中、雨天等により作業を中止した場合は、その日毎に作業に従事した時間について、30分以上の端数がある場合は1時間とみなし、30分に満たない場合はその端数を切り捨てて積算した1時間単位の作業時間数に応じた委託料を支払うものとする。
- ※業務にあたり草刈機等を使用する場合には、病院より貸与するものとする。

【業務の日程】

甲の病院職員において策定する作業計画に基づき、4～11月を中心に、月平均3回程度を目安として、実施するものとする。ただし、甲の都合により実施回数は各月において異なるものである。

なお、上記以外の期間である12～3月での実施については、別途、協議するものとする。

【安全管理】

乙の作業実施者にかかる安全管理については、乙の責任において行うこととする。

【報告事項】

- ・乙は、業務実施にかかる報告書を月単位で整理し、甲に提出するものとする。
- ・乙は、除草剪定業務の従事者の住所、氏名、電話番号を一志病院長に報告しなければならない。また、異動があった場合も同様とする。
- ・乙は、従事者の勤務したことを説明できる勤務簿（以下「勤務簿」という。）を備えなければならない。

【委託料の支払】

- ・委託料は月払いとし、乙は甲に対して当該月分の請求書を翌月に提出するものとし、甲は適正な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払いするものとする。なお、請求書には勤務簿又はこれに代わるものを添付しなければならない。
- ・時間あたりの契約単価に基づく実績払いとし、契約単価に除草剪定業務を行った業務実施時間数を乗じた額を、各月において、業務報告確認後に支払うものとする。

【その他】

- ・甲は、乙に対して道具入れ等の設備を提供するものとし、乙は責任をもってこれを管理するものとする。ただし、火気については使用禁止とする。
- ・施設内はすべて禁煙とする。
- ・契約締結日は令和3年4月1日とする。
- ・当該見積合わせによる落札決定の効果は、次年度予算の発効時（令和3年4月1日）において生じる。